

原子力災害編

(令和7年修正)

《目次》

第1章 地域防災計画（原子力災害編）の概要	原子力-1
第1節 計画の目的及び前提	原子力-1
1. 計画の目的	原子力-1
2. 計画の前提	原子力-1
第2節 計画の構成	原子力-1
第3節 計画の習熟	原子力-2
第4節 計画の修正	原子力-2
第2章 放射性物質または放射線の放出形態	原子力-3
1. 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態	原子力-3
2. 核燃料施設で想定される放出形態	原子力-3
第3章 災害予防・応急・復旧対策	原子力-4
第1節 災害予防対策	原子力-4
1. 市及び関係機関による予防業務	原子力-4
2. 市民への情報提供等	原子力-4
第2節 災害応急対策	原子力-4
1. 小平市の活動体制	原子力-4
2. 各課の分掌事務	原子力-4
3. 情報の収集・伝達	原子力-5
4. 応援協力・派遣要請	原子力-5
5. 警備・交通規制	原子力-5
6. 市の情報連絡体制	原子力-6
7. 市民への情報提供等	原子力-6
第3節 災害復旧対策	原子力-7
1. 保健医療活動	原子力-7
2. 放射性物質への対応	原子力-7
3. 風評被害への対応	原子力-7

第1章 地域防災計画（原子力災害編）の概要

第1節 計画の目的及び前提

1. 計画の目的

平成11年9月30日に茨城県東海村にあるウラン加工施設において、臨界事故が発生し、我が国で初めて原子力災害による住民の避難や屋内退避が必要となった。この事故を教訓にして、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）が制定され、国、地方公共団体及び関係機関において原子力災害に対する抜本的な強化を図ることとなった。

市内はもとより、都内においても原子力施設は存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても原子力災害対策重点区域に市の区域は含まれていない。

このことから、国内の原子力施設において、放射性物質または放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態が発生した場合に、市は、市民の避難等の対応を迫られるものではない。

しかしながら、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、近隣の原子力施設で原子力緊急事態が発生した場合に備え、市民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするように対応することが必要となる。

また、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約220km離れている東京都内にも、様々な影響が及んでおり、この経験を踏まえ、市の初動態勢と市民の不安の払拭と安全の確保を図る必要がある。

そこで、この計画では、このような事態に関する情報収集や市民への迅速で正確な情報を提供する体制を整備し、市民の不要な混乱を防止することを目的とする。

2. 計画の前提

この計画の専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が決定した原子力災害対策指針を十分尊重するものとする。

第2節 計画の構成

この計画は、市及び防災機関が行うべき原子力事故対策を予防、応急、復旧対策に分けて記載している。

構成と主な内容は、次のとおりである。

構成	主な内容
第1章 地域防災計画（原子力災害編）の概要	○計画の目的及び前提、計画の構成 等
第2章 放射性物質または放射線の放出形態	○原子炉施設、核燃料施設で想定される放出形態
第3章 災害予防・応急・復旧対策	○市及び防災関係機関等がとるべき予防・応急・復旧対策

第3節 計画の習熟

各防災機関は、平素から危機管理の一環として、原子力事故対策を推進する必要がある。このため、原子力事故等に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、原子力事故に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟し、原子力事故への対応能力を高める。

第4節 計画の修正

この計画は、毎年、検討を加え、必要があると認めるときに修正する。

修正にあたっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を小平市防災会議に提出する。

第2章 放射性物質または放射線の放出形態

原子力施設からの放射性物質または放射線の放出形態は、原子力災害対策指針において、次のように想定されている。

1. 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁があるが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。

この際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の放射性希ガス及び揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状または粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。

さらに土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態が必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

2. 核燃料施設で想定される放出形態

2-1. 火災、爆発等による核燃料物質の放出

核燃料施設においては、火災、爆発、漏えい等によって施設からウランまたはプルトニウム等がエアロゾルとして放出されることが考えられ、これらの放射性物質はプルームとなって放出、拡散される。

フィルタを通して放出された場合には、気体状の物質とほぼ同様に振る舞うと考えられる。ただし、爆発等によりフィルタを通さずに放出された場合には、粗い粒子状の放射性物質が多くなる。

2-2. 臨界事故

臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生する。

遮へい効果が十分な箇所で発生した場合は放射線の影響は無視できるが、効果が十分でない場合は、中性子線及びガンマ線に対する防護が必要である。

なお、防護措置の実施に当たっては、中性子線及びガンマ線の放射線量は発生源からの距離のほぼ二乗に反比例して減少する点も考慮が必要である。

第3章 災害予防・応急・復旧対策

対策一覧	担当
1 災害予防対策	防災危機管理課、環境政策課
2 災害応急対策	本部班、各班、受援班、環境衛生班、東京都関係各局、小平警察署
3 災害復旧対策	救護班、環境衛生班、施設所管課、秘書広報班

第1節 災害予防対策

1. 市及び関係機関による予防業務

震災編第Ⅱ部第1章第3節予防対策1「情報連絡体制の整備」に準じる。

2. 市民への情報提供等

震災編第Ⅱ部第1章第3節予防対策2「市民への情報提供等」に準じる。

第2節 災害応急対策

原災法第10条第1項に基づき原子力事業者から特定事象発生の通報（以下「第10条第1項通報」という。）があった場合、同法第15条第2項に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合、その他原子力防災上必要と認められる場合は、市は次の取組を実施する。

1. 小平市の活動体制

市は、原子力事業者から都に第10条第1項通報があった場合、または原子力緊急事態宣言が発出された場合、第一次的防災機関として、法令及び東京都地域防災計画等の定めるところにより、都、他の市区町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害応急対策の実施に努める。

市の活動体制は次のとおりとする。

- ・市長が必要があると認めたときは、災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- ・災害対策本部の組織、設置・廃止及び運用並びに職員の配備態勢については、震災編第Ⅱ部第5章第3節応急対策1「初動態勢」に準じた体制を確立し、状況に応じて柔軟に対応する。
- ・市の地域に災害救助法が適用されたときは、市長は都知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

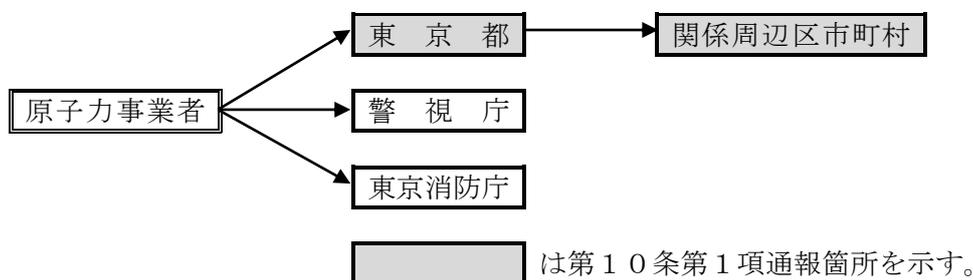
2. 各課の分掌事務

震災編第Ⅱ部第1章第2節3「各課の分掌事務」に準じた対応を行う。

3. 情報の収集・伝達

3-1. 情報の収集

第10条第1項通報等の流れは次のとおりである。



3-2. 被害状況等の調査報告

市（本部班、関係各班）、東京都（関係各局）は、放射性物質や放射線が市域に影響を及ぼすことが予想される事態が発生した場合は、必要に応じて、都等の関連機関と連携し、空間放射線量の測定箇所を増やすなど、モニタリング体制を強化するとともに、科学的・客観的根拠に基づく正確な情報の提供に努める。

また、必要な応急対策を行ったときは、震災編第Ⅱ部第6章第3節応急対策2-2「被害状況等の報告・伝達体制」に定める要領に準じ、都に報告する。

3-3. 災害時の広報等

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民の心理的動揺あるいは混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするため、市民に対する正確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。

情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語や曖昧な表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

4. 応援協力・派遣要請

震災編第Ⅱ部第5章第3節応急対策4「応援協力・派遣要請」に準じる。

5. 警備・交通規制

原子力災害の発生時には、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持に万全を期することが必要である。

5-1. 警備活動等

警視庁小平警察署は、警備活動等について次の内容を実施する。

(1) 警備活動

災害の発生に際しては、的確な状況把握と適正な判断により、速やかに初動態勢を確立し、

関係機関との緊密な連携の下、被災者の救助及び被害の拡大防止に当たる。
警備活動は、おおむね次のとおりとする。

- ・被害実態の把握及び各種情報の収集
- ・交通規制
- ・被災者の救出及び避難誘導
- ・行方不明者の調査
- ・遺体の調査等及び検視
- ・公共の安全と秩序の維持

(2) 警戒区域の設定

災害現場において、市長若しくはその職権を行う市の職員が現場にいないとき、または、これらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を市長に通知する。

(3) 市に対する協力

市長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。

また、市の緊急通行車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。

被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。

5-2. 交通規制

警視庁小平警察署は、交通規制について次の内容を実施する。

(1) 交通情報の収集と交通統制

交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を警備本部に報告する。

(2) 交通規制

広域的事故発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を講じる。

また、危険箇所の標示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

(3) 緊急通行車両等の確認

震災編第Ⅱ部第4章第3節応急対策1-1、(2)「緊急通行車両の確認」に定める要領に準じ実施する。

6. 市の情報連絡体制

震災編第Ⅱ部第1章第3節応急対策1「情報連絡体制」に準じる。

7. 市民への情報提供等

震災編第Ⅱ部第1章第3節応急対策2「市民への情報提供等」に準じる。

第3節 災害復旧対策

1. 保健医療活動

震災編第Ⅱ部第1章第3節復旧対策1「保健医療活動」に準じる。

2. 放射性物質への対応

震災編第Ⅱ部第1章第3節復旧対策2「放射性物質への対応」に準じる。

3. 風評被害への対応

震災編第Ⅱ部第1章第3節復旧対策3「風評被害への対応」に準じる。